

## 一般社団法人庄原観光推進機構 会員規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人庄原観光推進機構(以下「機構」という。)の会員に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 会員とは、あらかじめ本規程を承認のうえ、所定の手続により会員登録の申し込みを行い、機構より承認を得て、会員制度(以下、本制度という)に参加した法人、個人事業主、団体、個人等をいう。

### (入会)

第3条 会員として入会しようとする者(以下「入会者」という。)は、入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

### (特典)

第4条 機構は、会員に対して次の特典を提供する。

- ①機構が主催するセミナー・会合等への案内
- ②機構がマーケティング調査等によって得た分析結果等の情報の提供
- ③会員が販売する新商品の宣伝・PR

2 本特典は、運用上の理由により適宜中止、中断または変更することがある。

### (会費)

第5条 会費は、年額5,000円とする。ただし、10月1日以降の年度中途において入会する場合は、当該年度の会費は半額とする。

2 会員は、新規入会した年度においては入会した月に、また次年度以降は4月中に会費を機構に支払うものとする。

3 機構は、経済情勢の変化や特典の変更等により、会費の改定をすることがある。

### (加入期間)

第6条 会員は、当該加入期間満了日の1ヵ月前までに、会員から第9条の手続きに従い退会の申し出がない限り、自動的に更新されるものとする。

### (会員登録の内容の変更)

第7条 会員は、会社名、代表者名、住所、電話番号、メールアドレス等の会員登録の内容に変更が生じた場合には、所定の手続きにより機構に遅滞なく通知するものとする。

### (収入)

第8条 第5条に基づく会費収入は、機構の目的を達成するために必要な事業に使用するものとする。

### (退会)

第9条 会員は、本制度から退会する場合は、機構へ退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 機構は、会員の退会の時期に関わらず、既に受領済みの会費については返還しない。

(会員資格の取消し)

第10条 機構は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに会員資格を取り消す。

- ② 機構の定款または規則に違反したとき
- ③ 機構の名誉を汚損し、信用を失うような行為があったとき
- ④ 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき

附則

- 1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2. この規程は令和2年5月1日から施行する。